

令和7年第8回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年8月26日（火） 開会 午後 2時25分

2. 開催場所 入間市市民活動センター 3階 活動室1

3. 出席委員（11人）

会長 12番 中島敦夫

会長代理 10番 久保田勝

委員	1番 小澤正幸	2番 宮岡幸江	3番 清水 昇
	4番 中島伸吉	5番 清水裕司	7番 上原和子
	8番 中村勝雄	9番 萩野 実	11番 野村雅紀

4. 欠席委員（1人）

6番 宮岡康光

5. 早退委員（0人）

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 7番 上原和子 8番 中村勝雄

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について

議案第4号 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る協議について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

7. 農地利用最適化推進委員

間野 哲 的場利夫 三木康行

豊泉 隆 田中 黙 宇津木保男

大室芳子

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 畫間 拓哉

副 主 幹 浅川 英雄

9. その他の出席者

なし

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員11名、農地利用最適化推進委員7名であります。

農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第8回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、6番 宮岡康光委員、斎藤推進委員、岩田推進委員です。

会期について、お諮りいたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、7番 上原和子委員、8番 中村勝雄委員、以上2名を指名いたします。

○議長

本日の付議議案は、お手元に配付してありますとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第3号につきましては、間野哲農地利用最適化推進委員に、当該事案の審議開始から終了まで退席していただくことになります。また同議案につきましては私12番中島敦夫も退席することとなりますので、その間の議長は、会長代理である10番久保田勝委員に交代することいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当5番、清水裕司委員、説明を願います。

○農業委員5番（清水裕司君）

5番、清水です。議案第1号1番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

8月22日に、岩田推進委員とは別々に申請地の状況を確認し、借受人から電話で聞き取りを行いました。

申請地は、案内図のとおり、宮寺狭山丘陵近くにある農地です。現地を確認しましたところ、法面がすごく急な斜面でありまして、なかなか利用するには厳しいものかと思いますけれども、きれいに除草されていました。

申請者は、藤沢地区・宮寺地区で野菜やお茶を栽培する認定農業者です。

申請地は現在休耕地となっておりますが、買受後は野菜畠として利用する計画との事でした。

現在耕作している農地の状況や農機具所有状況などから、耕作することに支障ないと思われますが、ご審議の程宜しくお願ひします。

なお、岩田推進委員からも、電話にて問題はないと思われる旨を伺っておりますので付け加えさせていただきます。以上、よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、農業経営の規模拡大を図るための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

清水委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、 $22,583.76\text{ m}^2$ となります。

申請地の耕作状況は、これまで休耕地畠でしたが、取得後は野菜畠として使う計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

このことから農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願ひいたします。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当4番、中島伸吉委員、説明を願います。

○農業委員4番（中島伸吉君）

4番、中島です。議案第1号の2番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

8月24日に、三木推進委員とは別々に申請地の状況を確認し、25日に、借受人から電話で聞き取りを行いました。

申請地は案内図のとおり、圏央道南側の集団農地内にある農地です。

申請者は、農地所有適格法人の要件を満たした法人です。

申請地は野菜畠となっておりますが、買受後も引き続き野菜畠として利用する計画との事でした。

現在、借受している農地の状況や農機具の状況などから、耕作することには支障ないと思われますが、ご審議の程宜しくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

次に、三木康行委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（三木康行君）

金子地区推進委員の三木です。

8月22日、中島委員とは別に現地を確認しました。中島委員の説明のとおり、特に支障はないと思われますので、よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第1号の2番は、農業経営の規模拡大を図るための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項について説明します。

はじめに法人が、農地を所有する場合は、農地所有適格法人である必要があります。農地所有適格法人とは、農地法第2条第3項に規定される法人で、同項の第1号から第4号までの全ての要件を満たす法人をいいます。

許可にあたり農地所有適格法人に該当するか否かは、その要件の全てを満たす法人であるかを確認する必要があります。要件は、5項目あります。

1項目は、法人形態要件です。株式会社の場合は、公開会社でない必要があります。受人の法人形態は、株式譲渡制限の規定を設けている非公開会社ですので、要件を満たしています。

2項目は、事業要件です。受人の事業は、野菜の栽培であり、農業が主体の事業であるため、要件を満たしています。

3項目は、議決権要件です。株式会社の場合は、その法人の株主が、その法人の農業に常時従事する者などで、その者の議決権が過半を占めている必要があります。受人の議決権要件は、その法人の農業に常時従事する者が有する議決権の全てを占めていますので、要件を満たしています。

4項目は、農業の常時従事要件です。株式会社の場合は、取締役の数の過半を、その法人の行う農業に常時従事する株主が占めている必要があります。受人の農業の常時従事状況は、農業に常時従事する株主が取締役の過半を占めていますので、要件を満たしています。

5項目は、農作業の常時従事要件です。株主の1人以上が、その法人の行う農業に必要な農作業に原則、年間60日以上従事する必要があります。受人の農作業の常時従事日数は、60日以上であり、要件を満たしています。

以上、農地法第2条第3項の要件を全て満たしており、受人は、農地所有適格法人に該当するものと判断されます。

次に、中島委員から説明がありましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。

申請地の耕作状況は、現在は野菜畠ですが、許可後も野菜畠として利用する予定であり、周辺農地への影響もないと思われます。

以上、同法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願ひいたします。
なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。
(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。
次に、3番を議題といたします。
担当11番、野村雅紀委員、説明を願います。

○農業委員11番（野村雅紀君）

11番、野村です。

議案第1号の3番について、ご説明を申し上げます。
当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。
8月22日に、的場推進委員と一緒に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は、案内図のとおり、茶どころ通り南側、桂通り西側の農地です。

譲受人は、地区内にて耕作する野菜農家です。

申請地は、野菜畠として利用しておりますが、取得後も引き続き野菜畠として使うとの事でした。親族内での贈与申請であり、現在の耕作状況や農機具所有状況などから耕作することには支障ないと思われますが、ご審議の程宜しくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

8月22日に、野村委員と一緒に現地を確認しました。野村委員の説明のとおり、特に支障はないと思われますので、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、受人が渡人の農業後継者として、農地の贈与を受けるための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

野村委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、12,441m²となります。

申請地の耕作状況は、これまで野菜畠として利用していましたが、取得後も野菜畠として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

のことから農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願ひいたします。

(ありません。の声)

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当4番、中島伸吉委員、説明を願います。

○農業委員4番（中島伸吉君）

4番、中島です。議案第2号の1番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

8月24日に、豊泉推進委員とは別に、申請地の状況等を確認してまいりました。

申請地は、案内図のとおりであり、農地内に宅地が点在する区域となっております。

転用計画については、本日お手元にお配りしております土地利用計画図のとおりとなります。周辺農地に影響無い形で施工する事などから、農地転用申請はやむを得ないものと思われますが、ご審議の程宜しくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、豊泉隆委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（豊泉隆君）

金子地区推進委員の豊泉です。

8月22日、現地を確認いたしました。中島委員の説明のとおり、支障はないものと思われますので、よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、自己用住宅を建築するための農地転用許可申請でございます。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地は、農用地区域内であったため、令和6年11月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、令和7年7月11日付で、農用地区域から除外されております。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地であることから、第1種農地に該当いたします。

これらのこと踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外については、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、譲受人の親族が入間市の市街化調整区域に20年以上居住していることから、同法第34条第12号・市条例第5条第1項第2号ウに合致し、開発許可相当と判断されております。

許可検討事項についての説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願ひいたします。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、2番を議題といたします。

担当6番、宮岡康光委員に代わり、事務局より説明を願います。

○事務局

それでは、宮岡委員が欠席のため、事務局にて代読させていただきます。

議案第2号の2番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

8月19日に、申請地の状況などを確認してまいりました。

申請地は、案内図のとおりであり、宅地化された区域の中に農地が混在する区域となっております。

転用計画については、本日お手元にお配りしております土地利用計画図のとおりとなります。周辺農地に影響無い形で施工する事などから、農地転用申請はやむを得ないものと思われますが、ご審議の程宜しくお願いします。

代読は以上となります。

○議長

ありがとうございました。

次に、大室芳子委員、西武地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（大室芳子君）

西武地区推進委員の大室です。

8月19日、宮岡委員と一緒に現地を確認しました。事務局代読の説明のとおり、支障ないかと思われますので、よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、自己用住宅を建築するための農地転用許可申請でございます。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことと踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができると認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、譲受人の親族が市街化調整区域（飯能市）に20年以上居住していることから、同法第34条第12号・市条例第5条第1項第2号イに合致し、開発許可相当と判断されております。

許可検討事項についての説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願ひいたします。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、3番を議題といたしますが、3番から7番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

ご異議ないものと認め、3番から7番を一括議題といたします。

担当6番、宮岡康光委員に代わり、事務局より説明を願います。

○事務局

それでは、代わりに説明させていただきます。

議案第2号の3番から7番について一括してご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

8月19日に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は、案内図のとおりであり、国道299号北側、農地や宅地、学校用地などが混在する区域となっております。

転用計画については、本日お手元にお配りしております土地利用計画図のとおりとなります。隣接地の建物建替に伴う一時転用であり、周辺農地に影響無い形で施工する事などから、農地転用申請はやむを得ないものと思われますが、ご審議の程宜しくお願ひします。

代読は以上となります。

○議長

ありがとうございました。

次に、大室芳子委員、西武地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（大室芳子君）

西武地区推進委員の大室です。

8月19日、現地を確認しました。事務局代読の説明のとおり、支障ないかと思われますので、よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、申請地の近接地で建設工事を行うため、従業員及び施工業者駐車場の確保に伴い、仮設現場事務所の建築及び作業用駐車場、資材置場の確保、大型車両等が通行する通路を確保するための農地転用許可申請でございます。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地であることから、第1種農地に該当いたします。

これらのことと踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、仮設建築物建築の場合は開発許可を得る必要が無い旨確認しております。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願ひいたします。

(ありません。の声)

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、8番を議題といたします。

担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番（荻野実君）

9番、荻野です。議案第2号の8番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

8月19日に、岩田推進委員とは別々に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は、案内図のとおり、県道川越入間線の北側に面する農地で、令和6年第11回農業委員会の議案第4号「入間農業振興地域整備計画に係る農業委員会の意見について」において農用地除外に関する審議を受けた農地となります。

転用計画については、本日お手元にお配りしております土地利用計画図のとおりとなります。駐車場としての利用となります。隣接境界をコンクリートブロック2段積みとするほか、敷地内を砂利敷きとするなどの雨水対策を施し、雨水の流出を防止することとしています。また、隣接する農地所有者からの同意も書面により得られています。現在は、作付けはされておらずきれいに管理された状態となっております。

周辺農地への影響も無い形で利用する事などから、農地転用申請はやむを得ないものと思われます。また、本日欠席の岩田推進委員からも、転用に関して支障はないというご判断をいただいております。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、運送事業を営んでいますが、現在利用している駐車場の返却を迫られたため、駐車場を確保するための農地転用許可申請でございます。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地は、農用地区域内であったため、令和6年11月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、令和7年7月15日付で、農用地区域から除外されております。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地に該当いたします。第3種農地につきましては立地基準がなく、一般基準を満たせば許可が可能となります。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても全て合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。

これらのことから、必要性が認められ、また周辺農地への影響が無いものと判断されれば、許可しえる状況です。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいいたします。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続いて、議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について、を議題といたします

本件は、農用地利用集積等促進計画の案により、使用貸借権の設定等を受けるものについて事務局から説明を受け、皆様からのご意見をいただいた後に、計画案に対する農業委員会の意見を集約したいと思います。

なお、議事参与の制限の規定により、間野哲推進委員は、当該事案の審議終了まで退席願います。

同じく、議事参与の制限の規定により12番、私、中島敦夫は退席いたします。

議長を交代するため、暫時休憩といたします。

休憩 午後2時58分

(間野推進委員・中島会長退席、久保田会長代理と議長交代)

○議長代理

それでは、議長を交代し、会議を再開いたします。

よろしくお願いいいたします。

再開 午後2時59分

はじめに、事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、初めに議案書を読み上げます。

「議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について。農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、借受申出案件（令和7年8月分）に係る農用地利用集積等促進計画の案について、意見を求めるもの。別紙1のとおり」でございます。

説明に先立ち、補足説明を申し上げます。

別紙1の令和7年度第5回農用地利用集積等促進計画（案）をご覧ください。

1番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は野菜畠として利用予定です。貸借期間は令和7年10月1日から令和12年9月30日までの5年となります。なお、1番から18番までの農地について、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定がされておりましたが、制度の見直しに伴い農地中間管理事業による貸借とし、引き続き耕作を行うものです。

次に、2番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は普通畠として利用予定です。貸借期間は令和7年10月1日から令和12年9月30日までの5年となります。

次に、3番の設定する権利の種類は使用貸借権。内容は茶畠として利用予定です。貸借期間は令和7年10月1日から令和12年9月30日までの5年となります。

次に、4・5番の設定する権利の種類は使用貸借権。内容は茶畠として利用予定です。貸借期間は令和7年10月1日から令和12年9月30日までの5年となります。

次に、6～16番の設定する権利の種類は使用貸借権。内容は茶畠として利用予定です。貸借期間は令和7年10月1日から令和12年9月30日までの5年となります。

次に、17・18番の設定する権利の種類は使用貸借権。内容は茶畠として利用予定です。貸借期間は令和7年10月1日から令和12年9月30日までの5年となります。

借受けに際し、今後、農業者の高齢化や相続等により農地の管理に困る方等が懸念される中、市内の農地を守っていきたいと考えており、借受け希望者への農地の貸付けが最適であると判断され、農用地利用集積等促進計画（案）が作成されております。

説明は以上でございます。

○議長代理

つづいて、議案第3号1番について議題といたします。

担当は私、久保田勝ですが、議事進行を行うため、代読資料の読み上げを事務局にてお願いします。

○事務局

それでは、代読いたします。

8月19日に、東金子地区にある1筆の農地の状況を、間野推進委員と別々に確認してまいりました。

借受人は、市内で2.1ヘクタール以上耕作する製茶農家です。

今回の申請地について、茶畠として耕作されておりますが、引き続き茶畠として耕作する予定であり、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

代読は以上です。

○議長代理

次に、東金子地区担当の間野哲推進委員の補足説明について、同じく代読資料の読み上げを事務局にてお願ひします。

○事務局

8月22日、現地を確認しました。

久保田委員の代読説明のとおり、耕作について問題ないかと思われますのでよろしくお願ひします。

代読は以上です。

○議長代理

次に、2番を議題といたします。

担当3番、清水昇委員、説明を願います。

○農業委員3番（清水昇君）

3番、清水です。

8月23日に、金子上地区にある1筆の農地の状況を、的場推進委員と別々に確認してまいりました。

借受人は、市内で4.7ヘクタール以上耕作する法人です。

今回の申請地について野菜畠として耕作されておりますが、引き続き野菜畠として耕作する予定であり、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長代理

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

8月23日、清水委員とは別々に現地を確認しました。

清水委員の説明のとおり、支障ないかと思われますのでよろしくお願ひします。

○議長代理

ありがとうございました。

次に、3番を議題といたしますが、1番と同じく、代読資料の読み上げを事務局にてお願ひします。

○事務局

8月19日に、金子下地区にある1筆の農地の状況を、豊泉推進委員と別々に確認してまいりました。

借受人は、市内で3.2ヘクタール以上耕作する製茶農家です。

今回の申請地について、茶畠として耕作されておりますが、引き続き茶畠として耕作する予定であり、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

代読は以上です。

○議長代理

次に、豊泉隆委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（豊泉隆君）

金子地区推進委員の豊泉です。

8月23日に、現地を確認しました。

事務局代読の説明のとおり、支障ないと思われますのでよろしくお願ひします。

○議長代理

ありがとうございました。

次に、4番を議題といたしますが、4番と5番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

ご異議ないものと認め、4番と5番を一括審議といたします。

それでは、4番と5番について、担当4番、中島伸吉委員、説明を願います。

○農業委員4番（中島伸吉君）

4番、中島です。

8月24日に、金子下地区にある2筆の農地の状況を、豊泉推進委員とは別々に確認してまいりました。

借受人は、市内で2.8ヘクタール以上耕作する製茶農家です。

今回の申請地について茶畠として耕作されておりますが、引き続き茶畠として耕作する予定であり、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長代理

ありがとうございました。

次に、豊泉隆委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（豊泉隆君）

金子地区推進委員の豊泉です。

8月23日に、現地を確認しました。

中島委員の説明のとおり、支障ないと思われますのでよろしくお願ひします。

○議長代理

ありがとうございました。

次に、6番を議題といたしますが、6番から16番は関連がございますので、一括審議とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

ご異議ないものと認め、6番から16番を一括審議といたします。

担当7番、上原和子委員、説明を願います。

○農業委員7番（上原和子君）

7番、上原です。

8月22日に、金子中地区にある11筆の農地の状況を、三木推進委員と一緒に確認してまいりました。

借受人は、市内で2.9ヘクタール以上耕作する製茶農家です。

今回の申請地について、茶畠として耕作されておりますが、引き続き茶畠として耕作する予定であり、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長代理

ありがとうございました。

次に、三木康行委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（三木康行君）

金子地区推進委員の三木です。

8月22日、上原委員と一緒に現地を確認しました。

上原委員の説明のとおり、特に支障はないかと思われますのでよろしくお願ひします。

○議長代理

ありがとうございました。

次に、17番を議題といたしますが、17番と18番は関連がございますので、一括審議とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

ご異議ないものと認め、17番と18番を一括審議といたします。

担当11番、野村雅紀委員、説明を願います。

○農業委員11番（野村雅紀君）

11番、野村です。

8月22日に、金子上地区にある2筆の農地の状況を、的場推進委員と一緒に確認してまいりました。

借受人は、市内で1ヘクタール以上耕作する製茶農家です。

今回の申請地について茶畠として耕作されておりますが、引き続き茶畠として耕作する予定であり、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長代理

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

8月22日、野村委員と一緒に現地を確認しました。

野村委員の説明のとおり、支障ないかと思われますのでよろしくお願ひします。

○議長代理

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたが、これまでの全ての件につきまして、何かご質疑等ありますならお願いいたします。

（ありません。の声）

○議長代理

それでは、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、「特に意見なし」という旨で回答してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長代理

全員賛成でございますので、本件の協議の回答として、「特に意見なし」とすることに決定いたしました。

ここで、12番 中島敦夫会長、並びに間野推進委員の退席を解除し、議長を交代するため、暫時休憩といたします。

休憩 午後3時14分

（間野推進委員・中島会長着席、久保田会長代理 自席へ着席）

○議長

それでは、会議を再開いたします。

再開 午後3時15分

次に、議案第4号 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る意見について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

この議案については初めに、摘要欄に記載されている、市から協議依頼があった内容について、事務局に説明を求め、その後、担当委員に説明を願います。

それでは、1番について事務局から説明を願います。

○事務局

はじめに議案書を読み上げます。

議案第4号 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る協議について。

土地所有者、廃止に係る土地の表示、生産緑地地区番号、摘要については、配布議案書のとおりです。

本案件の記載農地について、相続人より市へ買取り申し出がありましたが、市は買取らず、農業者への買取り斡旋も不調に終わったことから、令和7年8月1日付で生産緑地地区として課されていた行為制限が解除されました。

のことから、生産緑地法施行規則第1条、並びに平成3年9月10日付建設省都公緑発第77号建設省都市局長通達により、生産緑地地区の変更又は廃止に関し農業委員会に意見を聴くことができるとの規定に基づき、入間市長より農業委員会に対して、生産緑地地区の変更による影響について意見を求められているものでございます。

求められている意見の内容は、「市内農地の減少について」、「周辺農地に与える影響について」の2点になります。

この2点の内容について、支障がないか審議をお願いするものです。

説明は、以上でございます。

○議長

次に、担当10番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員10番（久保田勝君）

10番、久保田です。議案第4号の1番についてご説明を申し上げます。

8月19日に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地周辺は宅地化が進んでいる場所であり、宅地と農地が混在した区域になっております。

1点目の、市内の農地の減少についてですが、市街化区域内の農地であり、市街化を促進する区域であることから、支障はないものと思われます。

2点目の、周辺農地に与える影響についてですが、周辺は既に宅地化が進んでおり、特に影響はないものと考えられます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長

次に、間野哲委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

東金子地区推進委員の間野です。

8月22日、現地を確認しました。久保田委員の説明のとおり、やむを得ないかと思われますので、よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、この件につきまして、何かご質疑等ありましたらお願ひいたします。

○議長

それでは無いようですので、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、協議依頼があった「市内農地の減少について」と「周辺農地に与える影響について」は「支障なし」と回答してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございますので、本件の協議依頼の回答として、「支障なし」とすることに決定いたしました。

次に、報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については5件、同法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については1件、同法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については7件、相続税の納税猶予に関する適格者証明については1件、それぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規程、第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号、第3号及び第4号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は、すべて終了いたしましたので、委員会を閉会します。

閉会 午後3時20分